

# 新島村の給与・定員管理等について

新島村職員の給与などは、村議会の審議を経て給与条例で定められています。その内容についてお知らせします。新島村の職員は、平成28年4月1日で、121人(特別職の村長・副村長・教育長を含む)。福祉、医療、教育、土木、観光、産業など、みなさんの暮らしに関わるさまざまな分野で働いています。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

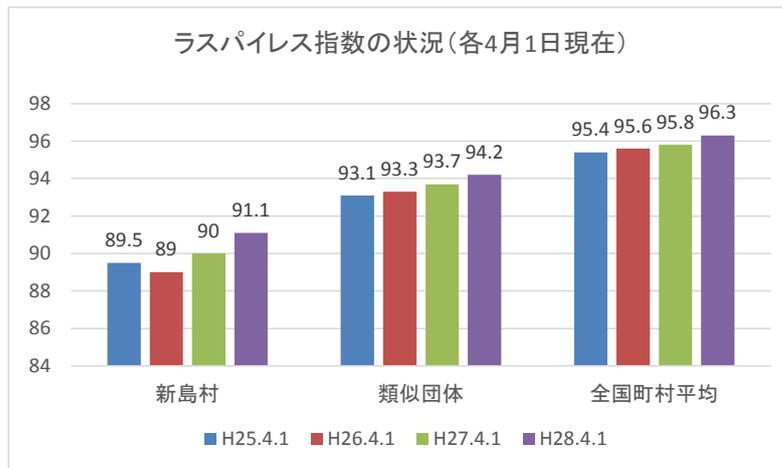
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,779	千円 4,497,133	千円 204,169	千円 661,810	% 14.7	% 18.9

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人 91	千円 275,111	千円 43,766	千円 102,277	千円 421,154	千円 4,628

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新島村	41.0 歳	272,923 円	328,708 円	302,800 円
東京都	41.6 歳	316,682 円	452,041 円	398,107 円
国	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

#### ②技能労務職

区 分	平 均 年 齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新島村	42.0 歳	5	223,760 円	253,334 円	251,260 円
東京都	48.8 歳	1,510	292,729 円	395,396 円	364,033 円
国	50.4 歳	2,876	287,447 円	- 円	329,358 円
類似団体	49.5 歳	3	263,894 円	292,218 円	277,644 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		新島村	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	181,200 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	-	142,000 円	-
	中 学 卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	大 学 卒	249,433 円	281,825 円	304,300 円
	高 校 卒	217,800 円	268,700 円	290,557 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	227,850 円	255,200 円
	中 学 卒	- 円	220,700 円	- 円

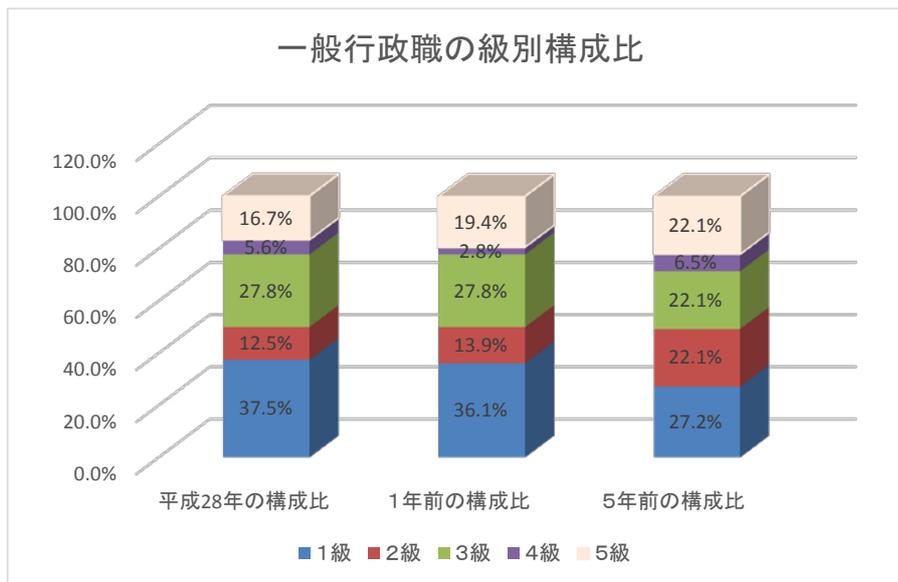
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5 級	課長・支所長・事務長・室長・主幹	12 人	16.7 %
4 級	統括係長	4 人	5.6 %
3 級	係長	20 人	27.8 %
2 級	主任	9 人	12.5 %
1 級	主事	27 人	37.5 %

(注) 1 新島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



**(2) 昇給への勤務成績の反映状況**

1.勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月～9月を評定期間とし、職員に対して勤務成績の評定を実施。
2. 昇給への勤務成績の反映状況 1月1日に昇給対象者への勤務成績の反映を実施しています。

**5 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

新 島 村	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,146 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,776 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.70 月分 ( 0.80 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～10% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

**【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)**

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。 現在のところ成績率には差を設けず、一律に支給しています。
--

**(2) 退職手当(28年4月1日現在)**

新 島 村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 31.50 月分 勤続35年 45.00 月分 最高限度額 45.00 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%加算)) 1人当たり平均支給額(自己都合) 4,293 千円 1人当たり平均支給額(定年・勸奨) 21,565 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2%～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

**(3) 地域手当**

(28年4月1日現在)

新島村は対象地域がないため支給なし。

支給実績(27年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	1,600 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	40,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	34.1 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員特別手当	一般職	伝染病防疫作業に従事したとき	日額500円以内
夜間看護手当	看護師	診療所において夜間に看護業務に従事したとき	日額3,000円
乗船手当	船員	連絡船に乗船勤務したとき	500～1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	29,619 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	253 千円
支給実績(26年度決算)	35,362 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	302 千円

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族各6,500円  15歳から22歳の子についての加算 5,000円	同		14,513 千円	226,765 円
住居手当	賃貸住宅(支給限度額)27,000円	同		2,876 千円	136,952 円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通用具使用者通勤距離5km以上10km未満4,200円 規則で定める地域(若郷等)7,100円	異	支給額が異なる	816 千円	90,666 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 宿直4,000円 日直1,000円	異	支給額が異なる	3,717 千円	77,437 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 基本給×15% 主幹 基本給×10%	異	支給対象者、支給割合が異なる	9,156 千円	654,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給6時間以内 8,000円 6時間以上12,000円支給	同		586 千円	41,857 円

6 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区分		給料		月額		等
給料	村長	650,000 円	( ) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 763,000 円/ 384,000 円		
	副村長	580,000 円	( ) 円	630,000 円/ 391,800 円		
報酬	議長	250,000 円	( ) 円	344,000 円/ 140,000 円		
	副議長	190,000 円	( ) 円	279,000 円/ 115,000 円		
	議員	170,000 円	( ) 円	261,000 円/ 100,000 円		
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(25年度支給割合) 3.15		月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.15		月分		
退職手当	村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副村長	650,000円×在職年数×4.0	580,000円×在職年数×3.0	10,040,000	6,960,000	任期毎 任期毎
	備考					

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

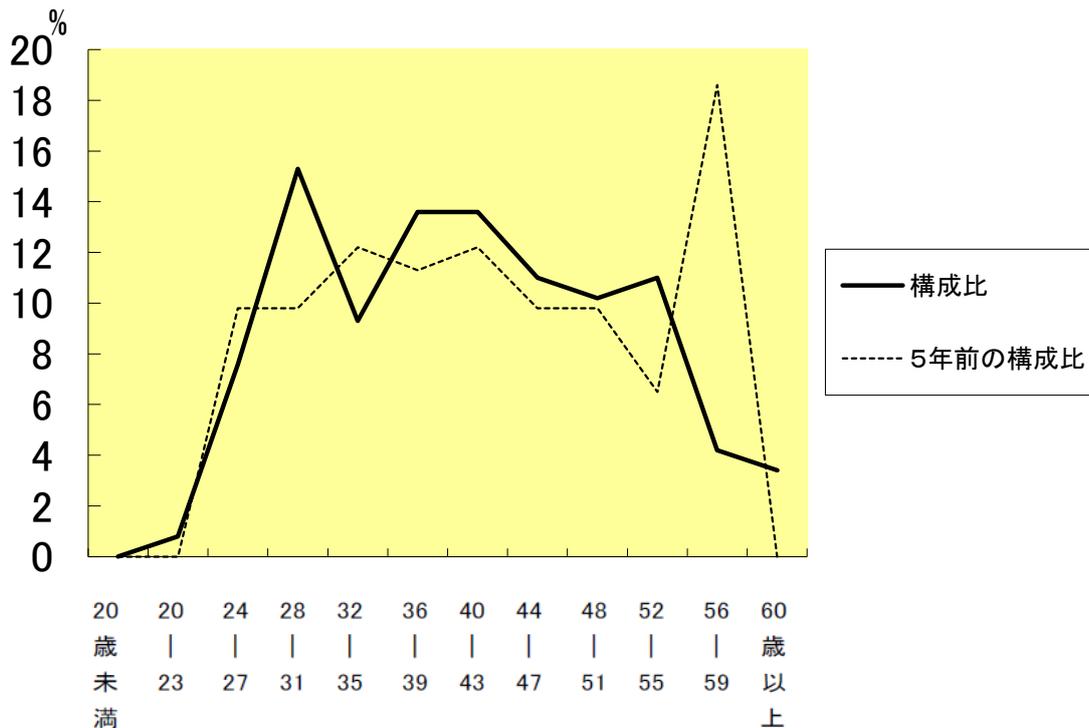
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議会	1	1	0	
	総務	29	30	1	1名増員
	税務	4	3	-1	1名減
	労働	2	2	0	
	農水	6	5	-1	1名減
	商工	3	3	0	
	土木	6	6	0	
	民生	19	19	0	
	衛生	9	10	1	1名増員
	計	79	79	0	
	教育部門	9	9	0	
	消防部門	3	3	0	
	小 計	12	12		
公 営 会 社 等 部 門	診療所	18	19	1	1名増員
	水道	2	2	0	
	下水	2	2	0	
	その他	4	4	0	
	小 計	26	27	1	
合 計		117	118	1	1名増員
		[135]	[135]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 1	人 9	人 18	人 11	人 16	人 16	人 13	人 12	人 13	人 5	人 4	人 118